

令和4年11月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和4年11月7日
武雄市農業委員会

令和4年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年11月7日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時10分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の許可申請について	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	武雄市非農地証明願いについて	1件
報告第1号	農地等形状変更届について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和4年11月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員 19 人の出席、欠席者 1 名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが会長が諸事情により欠席でございますので本日は会長代理の相原委員に議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和 4 年 11 月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第 1 号から第 7 号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、8 番 田代委員、17 番坂口委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 10 月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 それでは、議案第 1 号を議題とします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 4 件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第 1 号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書の 1 ページになります。

まず、申請番号 1 番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田 3 筆の 2, 503 m²。譲渡人は、身体が不自由になったため、経営規模の縮小をしたい。譲受人は、経営規模の拡大をしたい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、1 筆〇〇円となっています。

申請番号 2 番です。権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の田 1 筆の 978 m²。申請理由及び農地の価格は、1 番と同様となっています。

申請番号 3 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆と畑 1 筆合わせて 2 筆の 2, 145 m²。申請理由は自分たちで耕作・管理することができない。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、1 筆〇〇円となっています。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、畑2筆合わせて3筆の651㎡。申請理由及び農地の価格は、3番と同様となっています。以上、4件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

〇〇番委員 番号3と4番ですがその土地を〇〇さんが耕作されていて、土地の所有者が亡くなられ、その子供さんが〇〇さんに買ってほしいと相談され仕方ない購入しようとなったということでした。

会 長 他に地元委員の説明も終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書3ページになります。申請番号1番。権利の内容は所有権の移転、土地につきましては、〇〇町にあります畑2筆の面積が509㎡です。申請理由は、住環境もよく、所有者と土地売買の話がまとまったため宅地分譲用地として申請したいというものです。同時利用地として宅地3筆を含む2,030㎡に8区画の宅地分譲を計画されております。工事完了時期につきましては令和5年5月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積499㎡で農振除外済となっております。申請理由は、現在、〇〇市内のアパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきた為、実家に近い申請地に一般住宅を建築したいということです。工事完了時期につきましては令和5年11月30日の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積291㎡です。申請理由は、平成23年から駐車場として利用している。ということで平成23年に造成済でその分の始末書を添付されています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。このうち1番の案件については10月26日に調査委員会を行っておりますので座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いいたします。〇〇委員どうぞ。

調査委員会座長（〇〇番委員）

ご報告いたします。令和4年10月26日午後1時30分から、A班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請番号1番の「宅地分譲」について審議しました。主な質疑は、「隣接宅地の方からの了承は得ているのか」という質疑があり、代理人から「現在1件了承は得ている。最終的には造成後に隣接宅地の方に境界の確認をしてもらう」との回答がありました。

その他にも、「里道の管理はどうするのか」という質疑があり「宅地を購入された共有者で管理をしてもらう」との回答がありました。

最後に、申請地東側に隣接している農地所有者から同意がもらえなかった件について、「申請地877番について、国土調査に基づいて測量を行い、測量結果と写真を隣接農地所有者に配達証明で郵送する」よう要望を伝えたところ代理人から「言われたとおりになります。また、土地家屋調査士による測量は終わっている」との回答がありました。

以上、申請番号1番の案件について、質疑等ありましたが、調査委員会としては転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございます。調査委員会からの報告が終わりましたので、2番から3番の案件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

（地元委員による補足説明なし）

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。
それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第2号農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

———《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請》———

会 長 次に議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。権利の内容については所有権移転となっています。土地は〇〇町の田1筆の143㎡。申請理由は、当初の申請時には所有者の承諾が得られなかった土地が、許可後に所有者の意思が変わったため、当初の申請分と合わせて資材置場を拡張したい。ということで事業計画変更を提出されております。工事完了時期については令和5年3月20日となっています。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、質疑に入りたいと思います。何かございませんか。質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第8号
利用権設定計画（案）」を記載しています。
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
武雄町、田、再設定、1件、1筆、1201㎡。
橘町、田、再設定、5件、16筆、30549㎡。
朝日町、なし
若木町、田、再設定、1件、1筆、1052㎡。
武内町、田、再設定、1件、1筆、925㎡。
東川登町、なし、西川登町、なし
山内町、田、再設定、9件、18筆、18902㎡。
北方町、田、新規、8件、16筆、28625㎡。
再設定、10件、17筆、38218㎡。
畑、新規、2件、2筆、333㎡。
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権の解除については、19ページに記載していますのでご確認ください。
以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始
します。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認
することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 ないようですので質疑を止めます。

議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次で議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について1件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の6ページをお開きください。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆です。30年位前に、亡き父が植林した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第5号、1件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 武雄市非農地証明1件について原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届け出》

会 長 次に報告第1号「農地等形状変更届け出」について1件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書7ページになります。
番号1番。土地は〇〇町の田2筆、529㎡です。変更理由は、田を耕作するにあたり十分な水が確保できないため畑にしたい。変更時期は令和4年11月1日、盛土は行わずそのまま利用されます。変更後は野菜を作るとい
うことです。以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年11月の農業委員会総会を終わります。